

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

第51回通常総会開催報告

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部の第51回通常総会が、6月4日ホテル圓山荘において、長野労働基準部長を始め多数のご来賓をお招きし、盛大に開催されました。

当日は、トラック協会、交通共済等の総会も併せて行われ、限られた時間の中ではありましたが、提出議案はすべて承認されました。

なお、当日の出席者数は、会員総数487名のうち出席者55名、委任状提出233名でした。

長野県フォークリフト運転競技大会の開催

下記要綱により、第36回長野県フォークリフト運転競技大会を開催します。出場希望者のある事業者は、各分会事務局まで申込み下さい。

なお、上位入賞者は9月27日（日）埼玉県トラック総合教育センターで行われる全国大会に出場できます。

第36回長野県フォークリフト運転競技大会実施要綱

1. 目的

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害の防止の推進に資することとする。

2. 日時・場所

日 時	平成27年9月5日(土)	9:30～
場 所	長野市大豆島4034 長野地域職業訓練センター	

3. 競技種目・得点配分(1,000点満点)

学科(300点)・作業開始前点検(100点)・運転実技(600点)の3種目

4. 使用車種

運転実技 最大荷重2.5トンのカウンタバランスフォークリフト(ディーゼル・トルコン車)とする。

点 検 最大荷重1.5トンのカウンタバランスフォークリフト(ガソリン・トルコン車)とする。

5. 表彰

1位～5位までの入賞者に、県支部長より表彰状及びトロフィーを授与する。
なお、出場選手全員に参加賞を贈呈します。

6. 出場選手の推薦及び資格等

(1) 分会別推薦数(24名以上)

長野分会	2名以上	佐久分会	3名以上
中野分会	2名以上	諏訪分会	2名以上
更埴分会	3名以上	上伊那分会	2名以上
上小分会	3名以上	下伊那分会	2名以上
中信分会	4名以上	大町分会	1名以上

(2) 推薦方法及び選手の資格

別紙「出場選手推薦書」により、

- ① 会員事業所の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- ② フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間(フォークリフト運転技能講習修了又は自動車免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間)人身事故を起こしたことがないこと。

7. 全国大会への派遣

第30回全国フォークリフト運転競技大会

優勝者(出場選手が20名以上の場合は上位2名)を派遣する。

但し、2名の場合は同一事業所からは1名とする。

日時 平成27年9月27日(日) 9時00分～17時00分

場所 埼玉県トラック総合教育センター(埼玉県深谷市黒田2091-1)

8. 申込先及び申込期限

所属分会事務局へ8月4日(火)までに「推薦書」で申込みのこと。

第 3 6 回

長野県フォークリフト運転競技大会出場選手

推 薦 書

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

長野県支部 御中

 分会長

Ⓜ

次の者を当分会の出場選手として推薦いたします。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
選手の住所	
資格取得月日 修了証番号	昭和・平成 年 月 日 第 号
経験年数	年 月
無事故運転 証 明	<p>上記の選手は、勤務成績が優秀であり、かつ資格取得後 1 年以上経過し、フォークリフト又は自動車の運転により過去 1 年間（人身事故は過去 3 年間）事故を起こしたことがないことを証明します。</p> <p>証 明 者 住 所 〒 事業者名</p> <p>責任者氏名 Ⓜ</p> <p>(注) 出場選手の勤務先からの最寄の駅名を記入願います。 (_____ 駅)</p>

死亡災害の防止に向けた緊急要請について

県内の労働災害による死亡者数が5月末時点で前年比4人の増加と憂慮すべき事態となっています。長野労働局長より、「墜落・転落」及び「交通事故」による労働災害の防止、機械設備による災害防止対策の徹底を求められています。また経営トップが率先して重点事項へ取り組んでいただき確実に履行されるよう要請がありました。

長野労発基 0601 第2号の1

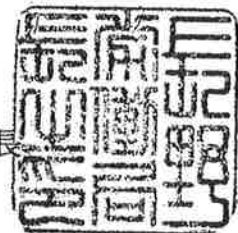
平成 27 年 6 月 1 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

長野県支部長 殿



長野労働局長



死亡災害の防止に向けた緊急要請について

日頃より、労働災害の防止につきまして、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月末現在の速報値では、長野県内の全産業における休業4日以上の死傷者数は608人と前年比で13人の減少となりましたが、一方、死亡災害は毎月発生し、5月末時点での死亡者数は10人と前年比で4人の増加となっています。このまま推移しますと、別紙1に示すとおり、当局の今年目標値である死亡者数13人以下の達成はおろか、昨年よりも大幅な増加となるおそれがあり、誠に憂慮すべき事態となっております。

これら死亡災害の発生状況をみますと、事故の型別では「墜落・転落」災害が3人、次いで「交通事故」が2人と多く、また、事故の起因物別では「フォークリフト」、「移動式クレーン」、「環境等（ドラグショベルの水没）」、「スノーモービル」及び「コンベア」など車両系建設機械等の機械設備によるものが目立っています（別紙2参照）。

このため、「墜落・転落」及び「交通事故」による労働災害の防止対策の徹底はもとより、車両系建設機械・荷役運搬機械及び移動式クレーン等の機械設備による災害防止対策の徹底が求められている状況です。

長野労働局では全国安全週間の準備期間である本年6月を「労働災害防止特別強化月間」と位置付け、貴団体との連携・協働の下、労働災害の大幅な減少に向けた集中的な取組を実施する予定としていますが、上記のとおり死亡災害が増加している現状を踏まえ、貴団体の会員事業場の経営トップが率先して、特に下記の事項について重点的に取り組み、確実に履行されるよう緊急に要請します。

記

1 共通事項

(1) 安全衛生管理体制の整備

経営トップ自らが先頭に立ち、生産量、業務量の増加等に十分に対応した安全衛生管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検するとともに、墜落・転落災害対策、機械設備等に係る対策の徹底、リスクアセスメント及びこれに基づく措置の実施、労働者への雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。

(2) 墜落・転落災害の防止

ア 高さが2メートル以上の箇所で行う場合、足場の設置等により作業床を設けるとともに、墜落のおそれがある箇所には囲い、手すり等の墜落防止措置を徹底すること。

イ 作業床の設置や作業床に囲い、手すり等を設けることが困難な場合には、防網を張り、労働者に安全帯を使用させること。その際、安全帯の使用に当たっては、ショックアブソーバ付きハーネス型安全帯の使用を勧奨すること。

ウ はしごや脚立などを使用する場合、はしごの固定等の転位を防止する措置を講じること。

エ 本年7月から施行される足場の作業床に係る墜落防止措置の充実等を内容とした労働安全衛生規則の一部を改正する省令に基づく措置を徹底すること。

(3) はさまれ・巻き込まれ災害の防止

ア 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けること。

イ 機械の掃除や調整等の作業を行う場合、機械の運転を停止させるとともに、当該機械の起動装置に錠をかけ、表示板を取り付ける等の他の者が当該機械を運転することを防止する措置を講ずること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合は、危険な箇所に覆いを設ける等の安全措置を講じてから当該作業を行わせること。

ウ 機械の本質安全化措置を講じるとともに、リスクアセスメントの実施による機械によるはさまれ・巻き込まれ災害のリスク低減措置を講じること。

(4) 交通労働災害の防止

交通労働災害防止ガイドライン（平成25年5月28日付け基発0528第2号）を踏まえ、交通労働災害防止のための管理体制等の整備、適正な労働時間等の管理、教育や交通労働災害防止のための意識の高揚、健康管理等について徹底すること。

2 個別事項

(1) 車両系建設機械による労働災害防止

- ア 車両系建設機械（以下、「建設機械」という。）を用いる作業を行う場合には、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形・地質の状態を把握し、運行経路等について十分な検討を行うことにより、建設機械の転落や転倒、地山の崩壊等による危険防止のための作業計画を作成して、作業開始前に関係労働者に周知し、計画に沿った作業を行わせること。
- イ 建設機械の転倒又は転落による危険を防止するため、運行経路について必要な幅員の保持、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止等の必要な措置を講じること。
- ウ 運転中の建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、立ち入る必要がある場合には必ず誘導者を配置し、その者に誘導させること。

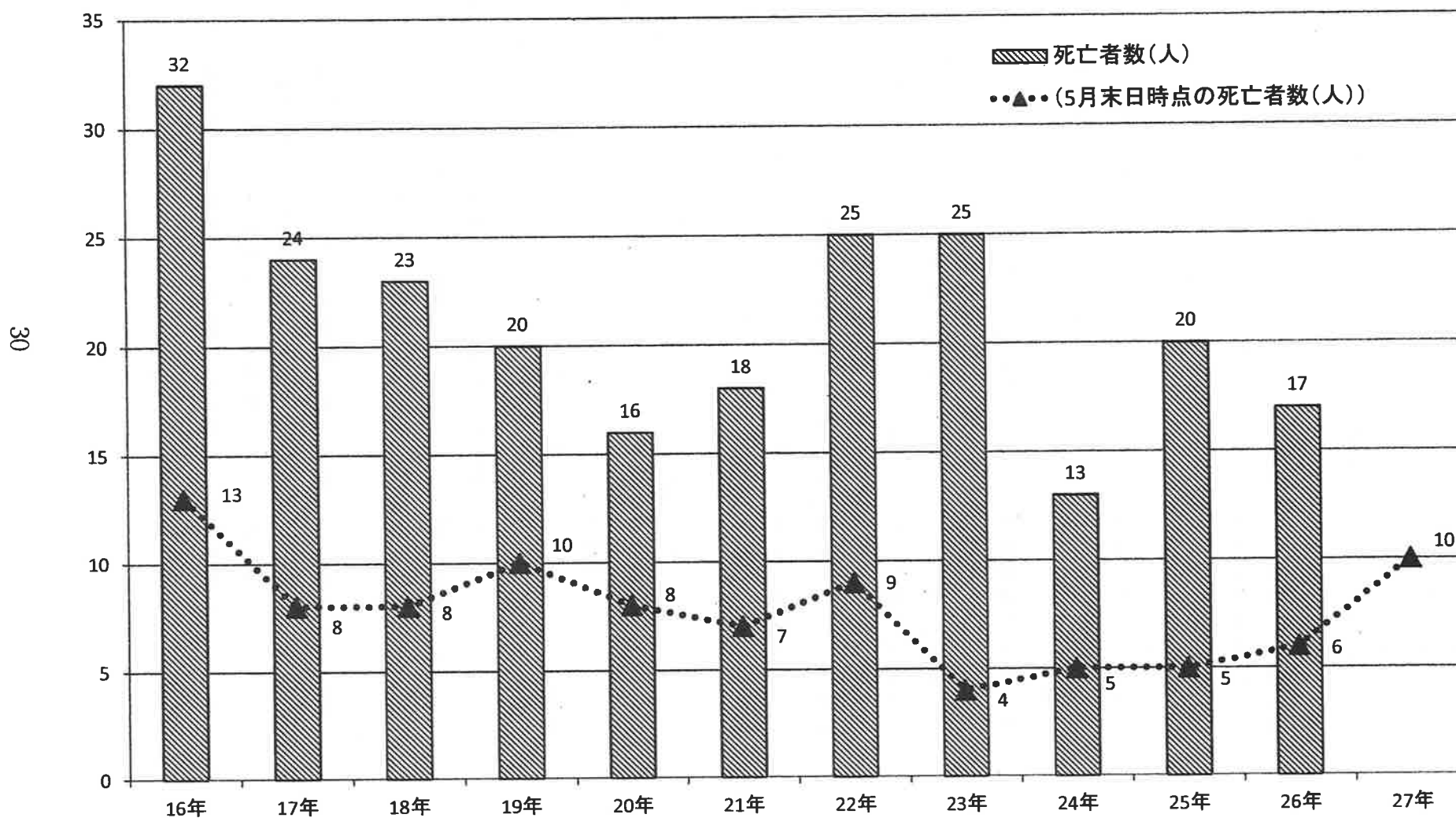
(2) 車両系荷役運搬機械等による労働災害防止

- ア 車両系荷役運搬機械等（以下、「荷役機械等」という。）を用いる作業を行う場合には、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ及び地形、運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を作成して、作業開始前に関係労働者に周知し、計画に沿った作業を行わせるとともに、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。
- イ 荷役機械等の転倒又は転落による危険を防止するため、運行経路について必要な幅員の保持、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止等必要な措置を講じること。
- ウ 原則として、荷役機械等又はその荷に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要がある場合には必ず誘導者を配置し、その者に誘導させること。

(3) 移動式クレーンによる労働災害防止

- ア 移動式クレーン（以下、「クレーン」という。）を用いて作業を行う場合は、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ、地形・地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用するクレーンの種類及び能力等を考慮した作業計画を作成し、作業開始前に関係労働者に周知し、計画に沿った作業を行わせること。
- イ クレーンを使用して搬入された荷をおろす等の短時間作業においても、鉄板の敷設、アウトリガーの最大張出し等の転倒防止措置を徹底させること。
- ウ クレーンの運転及び玉掛け作業は必ず有資格者に行わせること。
- エ クレーンの過負荷防止装置及び自動停止装置等の安全装置を解除しての作業は絶対に行わせないこと。

図 1 年別死亡災害発生状況及び各年の5月末日時点における死亡者数の推移



長野労働局

表1 業種・事故の型別 死亡災害発生状況

事故の型 業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	3			2		1	1			1							2					10
(構成比)	30.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
製造業							1															1
鉱業										1												1
建設業	1																					1
運輸・貨物取扱業	1			1																		2
林業																						
その他	1			1		1											2					5

長野労働局

表2 業種、起因物別 死亡災害発生状況

業種 \ 起因物	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建築物、構築物等	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	計
全産業 (構成比)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
製造業									1																		1
鉱業																							1				1
建設業																			1								1
運輸・貨物取扱業								1		1																	2
林業																											
その他								1	2	1							1										5

別紙 2

平成27年における死亡災害事例

整理番号	発生日	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	鉄道・軌道業	墜落、転落 その他の 乗り物	リフトの点検及び始動をするため、スノーモービルで初心者コースを移動中、斜面でバランスを失い、約10m転落した。
2	1月	その他の事業 (その他)	墜落、転落 はしご等	高さ約4メートルの屋根の雪おろしをするため、はしごを登っていたところ、梯子が滑って倒れ、労働者が梯子から転落した。
3	1月	その他の事業 (その他)	交通事故 乗用車、バス、 バイク	高速道路を走行中、インターチェンジで降りようとしたところ、高速道路本線と出口分岐路の間にある分岐点のクッションドラム(緩衝材)に労働者が運転する乗用車が衝突し、その反動でガードレール及び街灯に運転席から激突した。
4	1月	その他の 建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、 けた、合掌	個人住宅の解体工事現場において、2階の屋根上で瓦おろし作業を行っていた労働者が墜落した。
5	2月	その他の小売業	交通事故 トラック	高速道路において、測量のため、労働者2名が専用車両に乗車し、走行しながら、計測していたところ、後続の大型貨物自動車に追突され、助手席に乗っていた労働者が頭を強く打ち死亡した(運転していた同僚も全身を強く打ち負傷)。
6	2月	産業廃棄物 処理業	飛来、落下 フォークリフト	サイドクランプを装着したフォークリフトで鉄製コンテナを運搬し、中身を出すためにコンテナを傾けたところ、サイドクランプからコンテナが外れ、近くで分別作業を行っていた労働者が下敷きとなった。
7	3月	輸送用機械等 製造業	はさまれ、 巻き込まれ コンベア	造形ラインに鑄物砂を供給するベルトコンベヤーの下部にあるシュート(砂受け台)に上がり作業をしていたところ、ベルトコンベヤーのベルトとローラーの間に全身を挟まれた。
8	4月	産業廃棄物 処理業	激突され 移動式 クレーン	車両積載型トラッククレーンを使用して資材置場に荷(約800kg)を降ろすためつり上げて旋回したところ、当該トラッククレーンが横転し、操作していた労働者が下敷きとなった。
9	5月	砂利採取業	おぼれ 環境等	砂利の原石を採取する現場において、河川の伏流水による湧水が貯まっていた掘削した穴にドラグショベルが転落し、操作していた労働者が溺死した。
10	5月	道路貨物 運送業	飛来・落下 移動式 クレーン	道路脇に置かれていたコンクリート製電柱を運搬するため、移動式クレーンで吊り上げたところ、玉掛け用ワイヤロープがフックから外れて電柱が落下し、近くにいる労働者がその下敷きとなった。